

令和6年  
1月診療分  
から

# 中学生の外来も200円に 子育て支援医療費 助成制度を拡充します！



助成対象	通院	入院
0歳～小学生 (卒業まで)	≪自己負担≫ 1か月200円／1医療機関 (変更なし) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">子育て支援医療費受給者証【白色】</div>	
中学生 (卒業まで)	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">&lt;令和5年12月まで&gt; 1か月1,500円を超えた場合申請 により払い戻し(受給者証なし)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">令和6年 1月から</p> <p style="text-align: center;"><b>≪自己負担≫</b> <b>1か月200円／1医療機関</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">子育て支援医療費受給者証 【さくら色】</div> </div>	≪自己負担≫ 1か月200円／1医療機関 (変更なし) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">子育て支援医療費受給者証 【白色】</div>

**対象者には令和5年12月下旬に新しい受給者証を発送します**

- ☆ 新しい受給者証は、令和6年1月診療分から京都府内の医療機関でお使いいただけます。
- ☆ 自己負担額は1か月1医療機関につき200円(院外処方の調剤は無料)になります。
- ☆ 入院される場合は、受給者証(白色)の申請が必要です。  
※すでに受給者証をお持ちの方は引き続き中学卒業までお使いいただけます。
- ☆ 府外で受診した場合は、自己負担分を払っていただき、払い戻しの手続きを行ってください。
- ☆ 学校管理下でのケガなどは受給者証を使わず、災害共済給付制度の申請をしてください。

≪お問い合わせ先≫